

フランス、ベルギー、ケベックのライシテを比較する — 成り立ちと現在の課題から

Comparaison de la laïcité en France, en Belgique et au Québec :
Parcours historique et enjeux actuels

伊 達 聖 伸*

Kiyonobu DATE

キーワード：①共和主義 ②多元主義 ③間文化主義 ④宗教教育
⑤ヴェール問題

論文要旨

本稿は、フランス、ベルギー、ケベックそれぞれの社会におけるライシテの歴史的生成の経緯から、その特徴を押さえて比較しようとするものである。

フランスでは、中央集権的で強力な王権があったところに1789年の革命が起き、ライシテはカトリック教会に対する反教権主義の文脈において生成してきた。ベルギーでは、1830年にオランダから独立する際、自由主義者とカトリックが対立をはらみつつも協力した経緯がある。ベルギーを特徴づけるのは多元主義で、ライシテは列柱のひとつとして諸宗教と横並びになる。新大陸のケベックでは、国家が宗教を統制する力が弱く、カトリック教会の社会的影響力が長く続いた。ライシテの要素が出揃った時期は早いですが、言葉自体は1990年代頃からフランスとの差異を意識しながら使われはじめた。

このような経緯の違いが、現在の共通の課題への対応の差異となって現われている。本稿では、その具体例として、学校での宗教教育とヴェール問題を通して考察を展開する。

* 上智大学外国語学部准教授

はじめに

ライシテはしばしば「フランス的例外」をなすものと考えられている。だが、ライシテという言葉は少なくともフランコフォニーという広がりを持つ空間において今日では広く用いられており、そこには当然ベルギーやケベックも含まれる。

ライシテを脱フランス化し、さまざまな国や地域のライシテを比較するには、これを構成要素に分割し、その組み合わせの形状をとらえるのが有効である (Baubérot et Milot, 2011)。ケベックのジェラルド・ブシャールとチャールズ・テイラーが共同執筆した報告書は、ライシテの4つの要素を提示している。(1) 個々人の精神的な平等, (2) 良心および信教の自由, (3) 教会と国家の分離, (4) 宗教および非宗教的な奥深い信念に対する国家の中立性。最初の2つがライシテの目的, 残りの2つはそれを達成する手段である (Bouchard et Taylor, 2008=2011: 84)。この観点から見ると、フランスのライシテは分離と国家の中立性の要素が強く、手段がやや自己目的化していると映るだろう。一方、ベルギーのライシテは、分離の要素がやや弱いと映るだろう。

なるほど、ベルギーやケベックは、フランスのように「ライシテの国」であることを憲法で規定しているわけではない。だが、これらの4つの原則のあいだでバランスを保つ政教体制のもとにあるという意味では、いずれの国もライシテ体制 (régime laïque) のもとにあると言える。

本稿では、フランス、ベルギー、ケベックのライシテを比較するために、それぞれの社会でライシテが生成してきた経緯を大局的な観点から把握する。そのうえで、現在のライシテの課題のうち、宗教教育とヴェール問題に焦点を合わせ、共通の課題を前にした対応の違いを浮びあがらせつつ、3つの社会が互いに接近する面もあることを示唆したい。

I. 歴史的生成の特徴

1. フランス

フランスのライシテは、やはり大革命以来の共和派とカトリックの「2つのフランスの争い」を通して生成してきたことが特徴的である。

1789年の革命以前はカトリックが国教だったが、人権宣言は主権が国民にあることを謳い、宗教上の意見の自由を保障した。ナポレオンのコンコルダート体制において、カトリックはもはや国教とはならず、プロテスタントとユダヤ教と並ぶ公認宗教となった。宗教の社会的有用性は認められていたが、法律が宗教に規定されることはなくなった。

1870年の普仏戦争の敗北を受けて、共和派は初等教育の立ち遅れが敗戦のおもな原因であったと認識し、教育改革を断行した。1881年および1882年のフェリー法は、初等教育の義務化と公教育の無償化およびライシテを定め、公立校での宗教的な道德教育はライシテの道德教育に改められた。1905年には国家と諸教会を分離する法律が制定され、良心の自由と礼拝の自由な実践を保護する一方、それまで国家が公認していた宗教を国家から切り離れた。1946年の第四共和国憲法と1958年の第五共和国憲法で、フランスは「ライクな共和国」であることが謳われ、現在に至っている。

このように、カトリック教会に対する反教権主義の文脈においてライシテが形成され、共和国の憲法原理にまでなっているのがフランスの特徴だが、いくつか注意すべき点を付け加えておく。

第1に、フランスのライシテの歴史は1789年にはじまるというのは、必ずしも自明ではないこと。新大陸との比較を念頭に置くならば、フランス革命以前も視野に収め、旧大陸の覇権国家フランスには強力な王権があり、それが打倒されて共和国とカトリックがヘゲモニー争いを繰り広げるなかでライシテが生成してきた経緯を押さえることが重要である。

マルセル・ゴーシェは、宗教改革に続いて起こった宗教戦争を終結させ

るなかで、王権が教会を従える政教関係の構図ができてきた経緯を重視する。神授権にあずかる王を戴く国家はなお宗教的だが、国家の内部に教会を位置づけ、教会に対して優位に立とうとする点において、宗教からの自律を果たしつつある。この国家が教会を管理するガリカニズムの論理は、絶対王政から革命を経て、ナポレオンのコンコルダト体制にも受け継がれている。政教分離の争点のひとつは、国家が諸宗教に対して優位に立つ構図のなかで、これらに管理統制を加えることをやめて自由を与えることにあった（ゴーシェ、2010）。

第2に、ライシテ自体の宗教性。フランス革命は「神授権」から「人権」へと「至高性＝主権」概念の変貌をもたらしたが、国王が担ってきた聖性、政治権力の中心にあった宗教性は革命とともに消えたわけではなく、別の形で生き残った（伊達、2010 a）。ライシテ自体があたかも宗教のような相貌で立ち現われることは、昔もあったし今もある。

第3に、カトリックがライシテの枠組みを徐々に受け入れたこと。1905年法は「2つのフランスの争い」が最高潮に達した時期に制定されたが、採択された法律自体は自由主義的なものであった。同法の第4条に「宗派の一般組織の規則に準拠して」の文言があるのは、カトリックの教会組織を考慮したものだ。カトリック教会は、法律制定時には同法の受け入れを拒否したが、時間の経過とともに受け入れるに至った。

第4に、フランスのライシテは、しばしば厳格な政教分離とされているが、実際は違うこと。たしかにそれは、宗教の影響から解放された「公的なもの」としての共和国が、諸宗教を等しく「私的なもの」と見なすことによって、それらの共存を可能にしようとするものである。しかし、カトリック系の私立学校には公的な補助金が使われているし、公立校でも「宗教事象の教育」が行なわれている。かつてのライシテの課題が政治と宗教の「分離」にあったとするならば、現在の課題はその枠組みを前提として、いかに宗教の社会的な役割を「承認」していくかにあると言える

が、その一方で、「治安」への関心を重要な要因として、ライシテがフランスのアイデンティティとして閉鎖的なものになってきている傾向も強い (Portier, 2016)。

2. ベルギー

ベルギーは王国だが、政治権力が何らかの宗教に従属しているわけではなく、国家が諸宗教に対して中立的で、信教の自由を保障している。この意味では、ベルギーもライシテ体制のもとにあると考えられる。しかし、国家が複数の宗教を公認し、聖職者に公金から給与を支払っている面において、フランスのような政教分離ではない。憲法で「ライクな国家」であることを謳っているフランスでは「ライシテ」は「国是」と言えるが、その意味ではライシテはベルギーの国是ではない。ベルギーは「多元主義国家だがライクな国家ではない」とも評される (Willaime, 2009: 167)。

その歴史的経緯を確認しよう。ベルギーは1830年にオランダから独立する。プロテスタントのオランダに対し、自由主義者 (libéraux) とカトリックが、対立をはらみつつも協力して独立を勝ち取った文脈が重要である。自由とカトリックの両立は、この時期のフランスでは考えにくかったが、ベルギーではある程度実現されたのである。

1831年憲法には、カトリックと自由主義者が折り合いをつけた様子が見られる。第14条は「礼拝の自由」(liberté des cultes) に加えてその「公的な実践」(exercice public) を保障し、第15条は「何人も、いかなるやり方であれ、ある宗派 (culte) の行事および儀式には参加することを強制されない」と良心の自由を保障している。第16条には、「国家はいかなる宗派の聖職者の任命にも就任にも干渉する権利を持たない」とあり、国家と教会の相互の独立を確認している。また、第17条は「教育は自由である」と

定めている¹。

新生国家ベルギーは教皇庁と新たにコンコルダートを締結することはせず、フランス領時代以来のナポレオンによる公認宗教体制の枠組みが機能し続けている (Martin, 1994 : 33)。国家による聖職者への俸給は維持され、カトリックは教育の自由、出版の自由、結社の自由を規定した自由主義的な憲法のもとで、従来の特権的な地位を維持しようとした。

とりわけ教育の自由は、自由主義勢力とカトリック勢力の妥協であった²。カトリックはこの自由の名のもとに教育分野への伸張をはかるが、自由主義勢力はやがてこの自由という言葉のなかに反教権主義的な意味を読み込んでいく。

実際、フランス同様ベルギーでも、19世紀最後の四半世紀は、学校を主戦場としてカトリックと反教権主義が対立した (「第一次学校闘争」)。1879年、自由主義政府は、初等教育の無償・義務・ライシテの内容を盛り込んだハンバック法を制定した。フランスのフェリー法を思わせるこの法律は、しかしながらカトリックの激しい反対を引き起こし、むしろカトリックの学校網が発展する引き金になった。1884年にカトリック党が政権を奪取すると、政府は教育の無償化や義務化などの「進歩的」な政策を実施する一方、公教育におけるカトリックの復権をはかった。その結果、フランスとはかなり異なる状況が生まれた。

20世紀に入ると反教権主義の勢いは衰え、政権運営はカトリック党と自由主義系・社会主義系の政党の連立となることが多かった。1950年にカトリック党の後継政党であるキリスト教社会党／キリスト教人民党が選挙で勝利し、中等教育におけるカトリックの自由を拡大する法律を制定すると、

¹ ベルギーでは1994年に憲法が改正され、旧14条以下は現19条以下に相当する。

² それを示す例として各陣営による大学の設立がある。自由主義側は1834年にベルギー自由大学を設立 (1836年にブリュッセル自由大学と改称)、カトリック側は1834年にカトリック大学を設立 (翌1835年にルーヴァン・カトリック大学と改称)。

社会党と自由党の反発を招いた（「第二次学校闘争」）。

1958年、カトリック系、社会主義系、自由主義系の3党が合意に達し、「学校協定」（Le Pacte scolaire）が公布され、公立校も私立校も国家から公認されるとともに、公立校における宗教・道徳教育が規定された。公立学校の宗教・道徳教育は、カトリック、プロテスタント、ユダヤ教の宗教教育、そして非宗派の道徳の選択制となった。

この過程でライシテ支持者（les laïques）は、「戦闘的な反教権主義」から「多元主義的な社会の構築」に向かうようになった（Martin, 1994 : 31）。ベルギーでは現在、6つの宗教がその社会的価値を認められて公認宗教となっている。すなわち、カトリック（1831年～）、プロテスタント（1831年～）、アングリカン（1835年～）、ユダヤ教（1870年～）、イスラーム（1974年～）³、そしてギリシア正教およびロシア正教（1985年～）である⁴。この「列柱」のリストにライシテが加わる格好になっている⁵。ベルギーのライシテが「第7の公認宗教」と評されるゆえんである（Javeau, 2005）。

このように、公認された世俗主義的団体としてのライシテは「ベルギーの国境の外には輸出できない」独自のものとも評価される（Mayer, 2005 : 6）。ベルギーとフランスは隣国同士で、カトリック対反教権主義という対決構図は双方に見られたが、結果的に両国の政教構造は「2つの根本的に異なるモデル」に行き着いたと言える（Sägesser, 2006 : 73）。

³ ただし、イスラームが実際に公認宗教の恩恵に浴することができるようになったのは、ベルギーのムスリムの代表機関ができた1998年以降である（Massignon et Riva, 2010 : 47）。

⁴ 2008年にはベルギー仏教連合（UBB）が公認を求めて国家との交渉を開始した。

⁵ 1970年に「非宗派的哲学共同体」（communautés philosophiques non confessionnelles）が公認され、1981年からは「ライシテ中央審議会」（Conseil central laïque : CCL）が国から財政援助を受けて活動している。CCLは、公立校での道徳教育を請け負ったり、監獄や軍隊に「ライシテなチャブレン」（aumônier laïque）を派遣したりしている。つまり、公立校では、カトリックやプロテスタントやユダヤ教の宗教教育と並んでライシテの価値観に基づく道徳教育が選択制で行なわれている。囚人や兵士は、いわゆる宗教の聖職者を頼ることも、世俗主義の教誨師を頼ることもできる。

実際、フランスのライシテは、共和国の公共空間を宗教的に中立化して宗教の共存をはかるとともに、国民国家のイデオロギーという「全体的な枠」をなすものだとすれば、ベルギーのライシテは、たしかにこれを憲法化しようとする動きも見られるが (Hasquin, 2008)、現状としては連邦国家の多元主義の一角を占める「個別的な選択肢」のひとつであって、それはあたかもひとつの宗教であるかのように制度化されている。フランスのような中央集権国家ではない連邦国家ベルギーでは、中間団体的な共同体の果たす役割が大きく、宗教団体もライシテも、このモデルに沿って活動している。いわゆる列柱型の多元主義だが、相対的に強いのはカトリックで、宗派系学校の大半はカトリック系であり、ベルギーの小学生の約半数はカトリック系の宗派学校に通っている。

3. ケベック

フランスのライシテを理解するには、王権が教権を従え、国家が宗教に対して上位に立ったという歴史的経緯を踏まえることが重要で、フランスほど国家の権力が強力とは言えないベルギーにおいても、国家と宗教の上下関係は政教構造を規定する前提条件をなしていた。王国の歴史がない新大陸のケベックは、この点で事情を大いに異にする。

現在のケベックは、もともとフランス王国の植民地ヌーヴェル・フランスとして17世紀から開拓が進められたが、イギリスとの戦争に敗れて、1763年のパリ条約によりイギリス領ケベック植民地となったが、イギリスはフランス系住民の同化を強力には推し進めなかった。その結果、マジョリティはカトリックだが、マイノリティのプロテスタントのほうが社会的な地位は高い構図ができ、長いあいだ持続した。強力な王権ないし国家は現地には不在で、教育・医療・福祉などの分野では宗教者が大きな役割を果たし、カトリックとプロテスタントの二元性に基づく社会制度が整備されてきた。

1867年憲法では、教育の権限は連邦ではなく州に与えられた。ケベック州では、自由党が19世紀末に政権を握り、教育改革を進めようとしたが、カトリックの激しい反対に遭って頓挫した。州政府の側にも、世俗的な教育を組織し、整備するだけの資源が欠けていた。1960年代の「静かな革命」のなかで、1964年に教育省が創設されたが、省内にカトリック委員会とプロテスタント委員会が設けられ、政策決定に関与してきた。この2つの委員会がフランス語系・英語系と宗教別から言語別に改められるのは1997年である。

「ライシテ」という語は、一部の団体は1960年代から用いていたが、ケベック社会の議論において広く使われるようになるのは、1990年代以降である。フランスでは反教権主義が強く、教育のライシテは1880年代に確立されたが、ケベックではカトリックの影響が強く、1999年のプルー報告書「ライシテと宗教」に基づき、2000年になって教育のライシテはようやく実現した（Milot et Estivalèzes, 2008）。

しかし、他方では、18世紀のケベックで構築された国家と教会の關係にすでにライシテの構成要素が出揃っていたと論じることもできる（Milot, 2002）。実際、フランスでは1789年までカトリックが国教だったが、イギリスの植民地に組み込まれたケベックにおいてカトリックが国教になったことはない。信教の自由について言えば、1763年のパリ条約はカトリックの信教の自由を認め、1774年のケベック法は、カトリック教徒が公職に就くのにローマに対する忠誠を放棄しなくてもよいとしている。1791年の立憲法は、聖職者が議会の議員になれないことを定めている⁶。1867年憲法はいかなる国教も立てていない。国家は宗教の社会的な役割を認め、教会は国家に対して大きな自律性を有していた。

このようにライシテの構成要素が早くから出揃っていたところに「静か

⁶ フランスでは20世紀半ばまで聖職者の国会議員がいた。現在も聖職者が国会議員になることを禁じる法律はない。

な革命」が到来し、フランス系カナダ人のネーションを特徴づけてきたカトリックの影響力が後退する一方で移民の流入など社会の多様化が進むが、カトリックは保守的なマジョリティの文化として残り続けた面もある。このような社会において、「ライシテ」という言葉はフランスの激しい反教権主義や同化主義的なイデオロギーを連想させ、しばしばこの語の使用をためらう様子が見られる。国家の宗教的中立性や信教の自由の保障、そして多様化する宗教や文化への対応は「ライシテ」ではなく、「非宗派性」(non-confessionnalité)や「脱宗派化」(déconfessionnalisation)などの語で表わされてきた。「ライシテ」の語が用いられるようになってからも、フランスとの差異を意識して、「開かれたライシテ」(laïcité ouverte)という言葉がよく使われる。

いずれにしても、ケベックにおけるライシテの生成の文脈はフランスとは異なる。フランスをはじめヨーロッパでは、宗教権力に対して国家が自律性を獲得することがライシテの確立における最大の争点だったのに対し、ケベックを含む新大陸では、移民社会としての宗教的多元性によって特徴づけられる環境のなかで、ライシテが整えられてきた。

ケベックのライシテは、「脱宗派化」(déconfessionnalisation)という言葉で表わされていた時期があったことが示すように、フランスやベルギーのライシテが少なくとも一面において持ち合わせている「反教権主義」の面が弱い。ポベロは、この「脱宗派化」と「妥当な調整」(accommodements raisonnables)がケベックのライシテを特徴づけていると論じている(Baubérot, 2008 : 189)。そして、ケベックのライシテを「間文化主義的なライシテ」(laïcité interculturelle)として類型化している。

間文化主義的なライシテは、同化主義に傾きかねない共和主義的と社会を断片化しかねない多文化主義の問題点を克服すべく、マジョリティとマイノリティの対話を通じた社会統合を志向している。これはたしかにケベックの歴史に根差し、現状に即した面を持っている。しかし、これが現

代のケベックにおけるライシテを全面的に代表するものであるわけではない。今日のケベックでは、このような「間文化主義的なライシテ」と並び、文化として再構成されたカトリックと調和的な「カト＝ライシテ」、そしてフランスのヴァージョンを髣髴とさせるような「共和主義的なライシテ」も見られる（Lamy, 2015; 伊達, 2016）。

II. 共通の課題に対する3つの社会のアプローチ

ここまで、フランス、ベルギー、ケベックの歴史的経緯を踏まえつつ、それぞれの政教体制とライシテの位置を見定めようとしてきた。3つの地域におけるライシテの生成を特徴づけてきた制度的な枠組みや社会的な磁場は、3つの社会が共通の課題を前にしたときの類似や差異となって現われる。

1. 宗教教育

その一例として、教育（おもに公教育）における宗教の位置を考えてみよう。フランスでもベルギーでもケベックでも、今日の公立校では、生徒たちに対してある特定の宗派の教育を全員が学習すべき共通のものとして教えることはできない。一方、宗教は当該社会の歴史に根差した文化を理解するうえでも、ますます文化的・宗教的に多様化する社会にあって共生を実現していくためにも、公教育で教えることが重要という認識があることは、3つの社会に共通する。だが、（公）教育における宗教の扱いは、それぞれ異なる。

フランスの公立校には、宗教の学習に特化した科目はない（私立校には「宗教」という科目がある）。だが、1980年代頃から若い世代の宗教的無教養が目立ち、公立校でもライシテの枠組みにおいて宗教を教えることが重要であるという議論が出てきた。また、2001年の9.11を受けて、現代社会

を理解するのに宗教の学習は必要であるとの認識が高まった。ただし、宗教を教えるための科目が新設されたわけではなく、既存の科目を教える教員たちが宗教事象に関係する教育内容について相互に有機的な連関を意識することが推奨されるに留まっている。

ベルギーの公立校には、宗教教育の科目がある。「哲学の授業」(cours philosophiques)という科目は⁷、「宗派的な宗教の授業」(cours confessionnel de religion)と「非宗派的な道徳」(morale non confessionnelle)の選択制必修科目である。「宗派的な宗教の授業」として開講されているのは、多くはカトリックの宗教教育だが、プロテスタント、ユダヤ教、イスラームの宗教教育もある(Willaime, 2009: 167)。特徴的なのは、宗教者による宗派教育が公立校でも可能であることで、それはこの科目が選択制であることにもよる。

公立校での宗教教育は、費用は各共同体から拠出されるが、教員養成やカリキュラムの決定などは各宗教の代表組織に委ねられている。公立校の宗教教員の資格は宗教別に細かく規定されている。公立校での宗教教育は、「信仰的」な性格を有しつつも、現代社会や現代世界とどう関わるかという文脈も意識されている(見原, 2009: 116-118)。

なお、宗派(私立)学校(大半がカトリック)での宗教教育は、当該の学校の基盤となっている宗教や信条に基づく教育以外を開講する義務はない。それでも、プロテスタントやムスリムが多い場合には、非宗派の道徳教育や、イスラーム教育などを例外的に導入していることもあるという。ユダヤ教学校やイスラーム学校では、基本的にその宗教の信者しか在籍していないため、その宗教のみが教えられている(見原, 2009: 112)。

公立校でも私立校でも宗教の授業があること、そして公立校ではいくつかの宗教と道徳の選択制になっていることは、ベルギーの多元主義的な社

⁷ オランダ語圏では「哲学の主題」(levensbeschouwelijke vakken)と呼ばれる。

会構造をよく反映している。

このことは、ベルギーにおける「間文化的」(intercultural)という語のニュアンスにも関係する。ベルギーの公立校は、間文化的な交流の場であるとしばしば見なされているが、それは選択科目の宗教の授業のときには別々の教室に散らばる生徒たちも、他の一般科目では同じ教室で学んでいることから、さまざまな文化や宗教の背景を持った子どもたちが相互理解を深めることが期待されているからである。ここには、選択の自由と他者の尊重に基づく交流を望ましいとする態度が認められるが、必ずしも統合への関心は強くない。これに対し、ケベックの間文化主義は、統合への関心を強く示すものである。

ケベックの初中等教育では、「倫理・宗教文化」という科目が2008年に導入され、公立校のみならず私立校においても共通必修科目として教えられている。もともとは「カトリックの宗教・道徳」「プロテスタントの宗教・道徳」「道徳」の選択制だったが、2000年に学校のライシテを確立した州政府は、段階的に共通必修科目へと切り替えていった。

この新設科目に対する反対意見はたしかにある。カトリック保守派は、子どもが価値相対主義に陥る、家庭での宗教教育の内容と矛盾するなど批判している。フランス流のライシテを支持する者は、宗教そのものを公教育から排除すべきであると主張している。一部のナショナリストの目には、この科目は「他者」の宗教に配慮をしすぎていると映る。それでも、この科目は「間文化主義」と「開かれたライシテ」の理念を反映して、「対話」を通じて「他者の承認」と「共通善の追求」を実現しようとしている。多様性への配慮と統合への関心が見られる点が特徴的である(伊達, 2011, 2016)。

2. ヴェール問題

1989年秋にフランスで起きた「スカーフ事件」は、着用反対と容認をめ

ぐり世論を二分した。同年11月の国務院見解では、公立校でのスカーフの着用自体はライシテの原則と矛盾するものではないとされた。だが、2004年の「ヴェール禁止」法律は、これ見よがし（ostensible）と同定された宗教的標章を公立校で着用することを一律禁止とした。

1989年から2004年にかけてのヴェール問題の焦点は、公立校の生徒にあった。公立校の教員および公務員については、宗教的標章を着用しないことが前提になっており、そもそも社会的な議論になっていない⁸。2004年以降のヴェール問題の主戦場は、移動しながら広がっていく。2010年に公共空間におけるブルカ・ニカブが禁じられたほか、私立の託児所の従業員のヴェール、公立校に送り迎えする母親のヴェール、大学におけるヴェール、そしてブルキニなどが議論の焦点になっている。2004年のヴェール禁止法は曲がりなりにもライシテの法律だが、2010年のブルカ禁止法の根拠は治安と公共の秩序である。ライシテは信教の自由を保障するものである以上、ヴェールを規制する法律の根拠をライシテに求めることができるかどうかは自明ではないが、社会の言説においてはほとんどつねにヴェール問題はライシテと結びつけられている。この意味においてヴェールはフランスにおいてアイデンティティとしてのライシテを強化している。

2004年の法律は、前年に召集されたスタジ委員会の報告書に基づいているが、この報告書はヴェール禁止を提言する一方で、現代フランスにおける宗教的多様性の増大を踏まえ、ユダヤ教やイスラームの祭日を休みにしたり、公共食堂のメニューを多様化したりすべきことなども提案していた。

ところで、報告書はこのくだりでケベックの例を参照している。「宗教の要求を考慮することは、ケベックの人びとが「妥当な調整」と呼ぶ原理に即して、円滑な給仕業務と両立しなければならない」（Commission de réflexion sur l'application du principe de laïcité dans la République, 2003 : 64）。

⁸ フランスの公務員については中立性の原則があり、公務執行中の宗教的標章の着用は禁じられていると理解されている（Conseil d'État, avis, 3 mai 2000）。

もう一箇所引用する。「宗教的特殊性の公的表現を調整し、宗教的アイデンティティの肯定に制限を設けることを受入れることで、あらゆる人びとが公共空間で出会うことが可能になる。これが、ケベックの人びとが「妥当な調整」と呼ぶものである」(Ibid. : 16-17)。興味深いのは、スタジ委員会報告書における「妥当な調整」の含意が、ケベックの文脈とはニュアンスを異にする点である。ケベックにおける「妥当な調整」は、マイノリティの権利を認める方向で調整が図られるのに対し、ここでの「妥当な調整」は、宗教の側が主張を抑制すべきことを求めている(伊達, 2010 b : 135)。

フランスのスカーフ論争の発端となった1989年秋、ベルギーでも同様の事件が起こっている。ブリュッセルの学校にスカーフを着用した女子生徒が登校したのである。司法の判断は原則容認であったが、社会の視線は次第に厳しくなり、2004年1月にはフランスのヴェール禁止法に類似した法案が提出された(見原, 2009 : 214 sq.)。

フランスと比較して、その後の経緯は興味深い。文化的・宗教的・言語的多様性にどう向き合うべきかを論じる場として2004年2月に設けられた「間文化対話委員会」は、ベルギー版スタジ委員会とも言われた。2005年の最終報告書は、フランスを反面教師にしている。「フランスで宗教的所属を示すこれ見よがしの表象に関する法律が採択されたのを受け、イスラームのスカーフはベルギーでも議論されてきた。しかし、このいわゆるスカーフ問題は、ベルギーの間文化性に関して提起される最重要問題でも緊急課題でもない点で委員会は一致している」(Commission du dialogue interculturel, 2005 : 113)。「委員会の多くのメンバーの考えでは、我が国がフランスと同じ道にはまり込むのは望ましくない。私たちの歴史、私たちの憲法、私たちの学校制度の構造は異なる」(Ibid. : 88)。

つまり、ベルギーの委員会はフランスとのあいだに差異を設けようとしている。現在にいたるまで、公教育の生徒および教員、そして公務員

のヴェールを連邦レベルで明確に一律禁止する法律は採択されていない (Saygin, 2015 : 77)。しかし、実質的には公務員・公教育の教員・生徒のヴェールとも禁止されていることが多いようである⁹。そして今後、法制化による一律禁止へと踏み切る可能性も排除できない。

いずれにせよ現状としては、学校におけるヴェールの着用については中央が統一的な指針を示しているわけではなく、地域当局に委ねられている。連邦と言語共同体の権限配分のあり方は複雑で、言語共同体間でも類似点と相違点がある。フランス語共同体では、法律で公教育の中立性を定め、学校と教育者に中立性の義務を課している (ただし宗教教育の教員は除く)。生徒には自分の宗教を表明する自由が与えられているが、他人の人権や公序の観点から、強制的勧誘活動には制限が設けられている。当局はヴェール禁止の措置を取るよう学校長に密かにはたらきかける傾向があり、校則でヴェール着用を禁じている学校は多く、2001年の段階でブリュッセルのフランス語系学校の84%、公的補助金を受けているカトリック系学校の88%がヴェール着用を禁じている (Dumont et Delgrange, 2008 : 103, 105)。その結果、ヴェール着用を許可する一部の学校にムスリムの生徒が集中するという現象も生じたという (Corre, 2010 : 80-81)。

注意を促しておきたいのは、ベルギーでは、学校におけるヴェール着用禁止は「ライシテ」の名においてではなく「中立性」の名においてなされているということである。法廷も、公教育における中立性と平等の原則は、信教の自由に優先しうるとして、いくつかの訴えを斥けている (Barnett, 2011, 2013 : 12)。

2011年7月、ベルギー議会は、ブルカ・ニカブなど全身を覆うヴェールを公共の場で着用することを禁じる法律を可決した。連邦レベルでの一律

⁹ 裁判官や警察のように権威を象徴する職業では宗教的標章は一般に禁じられている。いくつかの役所では公務員による着用も禁じられている (Barnett, 2011, 2013 : 12)。

禁止だが、やはりこれは「ライシテ」の法律ではない。議員はほとんど全会一致でこの法案を採択した（フランスでは当時野党の社会党はブルカ禁止法採択に消極的だった）。ベルギーはヨーロッパでフランスに次ぎブルカ禁止に踏み切った2番目の国である。信教の自由を楯にしていくつかの異議申し立てがなされたが、憲法院はそれらを斥けている。

ケベックでは1994年に、モンリオールの学校に通うスカーフを被った女子生徒が排斥される事件があった。翌年、ケベック人権委員会は、スカーフ着用を理由とする生徒の排斥は認められないとの判断を下した。現在にいたるまで、ケベックの学校はスカーフを容認しており、フランスと対照的である（Koussens, 2007-2008）。

2007年から2008年にかけて、ケベック版スタジ委員会ことブシャール＝テイラー委員会が設けられたが、報告書はフランスのモデルと手を切ろうとしている。「フランスは最近、公立校における宗教的標章の着用を制限する法律を採択した。私たちの考えでは、このような制限的なライシテはケベックにふさわしくない」（Bouchard et Taylor, 2008 : 20）。

ブシャール＝テイラー委員会報告書が推奨する「開かれたライシテ」は、公立校および公的機関におけるスカーフの着用を可能にする。いかなるムスリム女性も強制的にスカーフを被らされてはならないとする一方、着用を選択する女性の自律性も守られなければならない。「公的施設におけるスカーフの着用は認められなければならない。それは利用者の側であっても、国家の機関の側であっても同様である」（Ibid. : 145）。

ただし報告書は、裁判官や国民議会議長など、国家の中立性を高度に体现すべき地位に就く者は、自身の宗教的信念の表明を控えるべきだと述べている。報告書はまた、学校の教師がブルカやニカブなど全身を覆うヴェールを身に着けることは望ましくないとしているが、それは教育において重要なコミュニケーションの妨げとなるからで、ライシテを根拠とするものではない。教員が通常のスカーフを着用することは問題ないとしている。

このように、スカーフやヴェールの着用を認める「開かれたライシテ」は、ケベックにおけるライシテのひとつの潮流をなすものではあるが、ケベックのライシテを全面的に代表するものではない。2013年に政権与党ケベック党が策定した「ケベック価値憲章」とそれに基づく60号法案は、ライシテの名のもとに、公務執行中の公務員の宗教的標章の着用を制限を設けようとするものであった。翌年春の選挙で同党は惨敗し、法案は事実上廃案となったが、公務員の宗教的標章の着用は是非はケベックにおけるライシテの議論の主戦場であり続けている。

公共空間におけるブルカやニカブについては、2010年にこれを規制しようとする94号法案が出ている。フランスやベルギーで議論が進んでいたのと同じ時期であること、フランスやベルギー同様、禁止の法的な論理はライシテではないことに注意を促しておこう。フランスやベルギーとは異なり、このときは法律の制定には至っていないが、ケベックにおける議論はフランスやベルギーのそれと似通ってきている (Selby, 2014)¹⁰。

結論

フランスは国家のライシテを憲法で規定しているのに対し、ベルギーやケベックはそうではない。それでもベルギーやケベックのライシテの歴史は、フランスのそれと直接間接につながっている。フランスのライシテを本質的に特徴づけているのが中央集権的な共和主義だとしたら、ベルギーのライシテは多元主義的な社会の一角を占める個別的なものだが、宗教から自律した国家が諸宗教に対して中立的で信教の自由を保障している政教体制を敷いている連邦政府はライシテ体制のもとにあると論じうる。ケベックのライシテ体制は早い段階から整えられてきたが、歴史的に国家の力が弱く、カトリック教会（およびプロテスタント教会）が大きな社会的

¹⁰ 2015年には62号法案が上程され、この問題は引き続き議論されている。

役割を果たしてきた。現在では対話と統合に大きな関心を払う間文化主義的な政治哲学が発達を遂げてきているが、必ずしも間文化主義的なライシテがケベックのライシテを全面的に代表しているわけではない。

宗教教育とヴェール問題は、同様の課題に直面している3つの社会の対応の相違点と類似点を照らし出す。フランスの公教育には「宗教」という科目はなく（「宗教事象」の教育はある）、ヴェールの着用は法律で禁止されている。ベルギーの公教育には「宗派的な宗教の授業」が選択科目として存在し、ヴェールを一律で禁止する法律はないが実質的には禁止されていることが多い。ケベックには公立私立にまたがる統一必修科目「倫理・宗教文化」があり、公立校の教師や生徒のヴェールは法的な規制の対象とはなっていない。ただ、ケベックでも公務員の宗教的標章の着用は是非が問われたり、公共空間でブルカやニカブを禁止する法案が出されたりする動向を見ると、フランスやベルギーにおける議論と似通ってきている面も認められる。

参考文献

- Barnett, Laura (2011, 2013), *Liberté de religion et signes religieux dans l'espace public*, Ottawa, Bibliothèque du parlement.
- Baubérot, Jean (2008), *Une laïcité interculturelle : Le Québec, avenir de la France ?*, Paris, Aube.
- Baubérot, Jean et Milot, Micheline (2011), *Laïcités sans frontières*, Paris, Seuil.
- Bouchard, Gérard et Taylor, Charles (2008), *Fonder l'avenir : Le temps de la conciliation*, Québec, Commission de consultation sur les pratiques d'accommodement reliées aux différences culturelles. [=縮約版 (2011) 『多文化社会ケベックの挑戦——文化的差異に関する調和の実践 プシヤール＝テイラー報告』竹中豊・飯笹佐代子・矢頭典枝訳, 明石書店]
- Commission de réflexion sur l'application du principe de laïcité dans la République (2003),

- Rapport au président de la République* (Rapport Stasi) .
Commission du dialogue interculturel (2005), *Rapport final et livre des auditions remis au ministre de l'Égalité des chances, de l'Intégration sociale et de l'Interculturalité* Christian Dupont.
- Corre, Jean-Michel (2010), *Le voile et la femme en Islam : A la recherche des fondements d'une question qui divise*, Bruxelles, Couleur livres asbl.
- 伊達聖伸 (2010 a) 『ライシテ, 道徳, 宗教学——もうひとつの19世紀フランス宗教史』, 勁草書房
- 伊達聖伸 (2010 b) 「2つのライシテ——スタジ委員会報告書とブシャル＝テイヤール委員会報告書を読む」『宗教法』29号, 117～141頁
- 伊達聖伸 (2011) 「宗教を伝達する学校——ケベックのライシテと道徳・倫理・文化・スピリチュアリティ」『宗教研究』369号, 243～268頁
- 伊達聖伸 (2016) 「ケベックにおける間文化主義的なライシテ——その誕生と試練」『思想』上下, 2016年10月号6～28頁, 11月号137～154頁
- Dumont, Hugues et Delgrange, Xavier (2008), « Le principe de pluralisme face à la question du voile islamique en Belgique », *Droit et société*, n° 68, pp.75-108.
- ゴーシェ, マルセル (2010) 『民主主義と宗教』伊達聖伸・藤田尚志訳, トランスビュー
- Hasquin, Hervé (2008), “Is Belgium a laïque State ?,” in W. H. de Beaufort et al. dir., *Separation of Church and State in Europe*, Bruxelles, European Liberal Forum, pp. 91-110.
- Javeau, Claude, (2005), « La laïcité ecclésialisée : le cas de la Belgique », in Jean-Paul Willaime et Sevrine Mathieu (dir.), *Des maîtres et des dieux ; Ecoles et religions en Europe*, Paris, Belin, pp.157-164.
- Koussens, David (2007-2008), « Le port de signes religieux dans les écoles québécoises et française. Acommodements (dé)raisonnables ou interdiction (dé)raisonnée ? », *Globe. Revue internationale d'études québécoises*, vol. 10/2 et 11/1, pp.115-131.
- Lamy, Guillaume (2015), *Laïcité et valeurs québécoises : Les sources d'une controverse*, Montréal, Québec Amérique.
- Martin, Jean-Paul (1994), « La Belgique : de l'affrontement laïques-confessionnels au

- pluralisme institutionnel », in Jean Baubérot éd., *Religions et laïcité dans l'Europe des douze*, Paris, Syros, pp. 29-39.
- Massignon, Bérengère et Riva, Virginie (2010), *L'Europe, avec ou sans Dieu ? Héritages et nouveaux défis*, Paris, Les Éditions de l'Atelier.
- Mayer, Marc (2005), *Les laïcités en francophonie*, Bruxelles, Labor.
- 見原礼子 (2009) 『オランダとベルギーのイスラーム教育——公教育における宗教の多元性と対話』明石書店
- Milot, Micheline (2002), *Laïcité dans le nouveau monde : Le cas du Québec*, Turnhout, Brepols.
- Milot, Micheline et Estivalèzes, Mireille (2008), « La prise en compte de la diversité religieuse dans l'enseignement scolaire en France et au Québec », *Éducation et Francophonie*, vol. 36-1, pp. 86-102.
- Portier, Philippe (2016), *L'État et les religions en France : Une sociologie historique de la laïcité*, Rennes, Presses Universitaires de Rennes.
- Sägesser, Caroline (2006), « Quelques aspects du régime des cultes en Europe », in Alain Dirkens et Jean-Philippe Schreiber éd., *Laïcité et sécularisation dans l'Union européenne*, Bruxelles, Editions de l'Université de Bruxelles, pp.73-82.
- Saygin, Mehmet Alparslan (2015), *La laïcité dans l'ordre constitutionnel belge*, Louvain-la-neuve, Academia.
- Selby, Jennifer A. (2014), "Un/veiling Women's Bodies: Secularism and Sexuality in Full-face Veil Prohibitions in France and Québec." *Studies in Religion/Sciences Religieuses*, 43:3, pp.439-466.
- Willaime, Jean-Paul (2009), « Les laïcités belge et française au défi de la laïcité européenne », in François Foret éd., *Politique et religion en France et en Belgique*, Bruxelles, Éditions de l'Université de Bruxelles, pp.161-177.

付記：本研究は科研費補助金15KK0055および16H03356による研究成果の一部である。